

(管理責任体制の確立)

第13条 乙は、地区の全体及び関連施設の管理について、管理責任者を配置し、管理責任体制を確立して、維持管理するものとする。

2 乙は、前項による管理責任者等管理責任体制の内容について甲に通知するものとする。その内容に異動があった場合もまた同様とする。

(開発事業の譲渡又は継承)

第14条 乙は、この協定に係る地区内の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡し、又は承継させる場合においてはあらかじめ甲に協議し、その同意を得るものとする。

2 乙は、前項の規定により地区内の土地若しくは施設についての権利を第三者に譲渡し又は承継させる場合においては、これを譲り受け又は承継した者が、甲の定めた猪苗代町まちづくり指導要綱（平成10年3月30日訓令第9号）及びこの協定に定めた遵守事項のすべてを承継し、かつ、乙の負担していた義務についても乙と譲受人又は承継人が連帯してその責めを負うよう、必要な措置をとるものとする。

(協定の変更又は解除)

第15条 この協定に定める事項について、不測の事態によりこれを達成することが著しく困難になったものが生じたときは、甲乙協議のうえこの協定を変更し、又は解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第16条 この協定に定める事項に関して生じた疑義及びこの協定に定めない事項については、甲乙協議のうえ処理するものとする。

なお、必要に応じて別に実施細目を締結することができるものとする。

この協定書を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成12年9月13日

甲 住 所 福島県耶麻郡猪苗代町字城南100番地

氏 名 猪苗代町長 津 金 要 雄



乙 住 所 福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字東中丸3449番地

天鏡台温泉地区自治会
氏 名 会 長 杉 山 雅 英

